

函館市老人花園菜園事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅高齢者の生きがい対策の一環として、高齢者が花や野菜づくり等を通じて自然と親しむことにより、高齢者の生きがいと健康の増進に寄与するとともに、勤労意欲と栽培創造の喜び、そして相互の連帯意識の高揚を図ることを目的とする老人花園菜園事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、函館市とする。ただし、事業の実施を社会福祉法人函館市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に委託することができる。

(名称および位置等)

第3条 名称および位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置	面 積
高松町地区老人花園菜園	函館市高松町 105 番地	3,011.84 m ²
神山町地区老人花園菜園	函館市神山町 307 番地 1 の一部	2,100.00 m ²

(開園期間および開園時間)

第4条 老人花園菜園の開園期間および開園時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に開園し、もしくは休園し、または開園期間もしくは開園時間を変更することができる。

- (1) 開園期間 4月1日から11月30日まで
- (2) 開園時間 日の出から日没まで

(事業内容)

第5条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 運営研修会の開催
- (2) 開園を祝う会の開催
- (3) 作物の耕作
- (4) 収穫物の贈呈

(5) 収穫を祝う会の開催

(6) 秋始末等

(参加者の範囲)

第6条 事業に参加することができるものは、次に掲げるものとする。

(1) 函館市老人クラブ運営要領（平成12年4月1日制定）の規定に基づき組織する老人クラブ

(2) その他市長が特に認めるもの

(参加申込み)

第7条 事業に参加しようとする老人クラブは、別記様式に必要事項を記入のうえ申し込むものとする。

(運営)

第8条 参加者により編成する班に、一定区画を割り当てる。各班は、創意と工夫をもって、さらには農事指導員（以下「指導員」という。）による指導と参加者全員の連帯のもと栽培と管理を行う。

(農事指導員)

第9条 事業の円滑な運営のため、次の各号に該当する者のうちから、指導員を選任する。

(1) 高齢者福祉の推進に関心があり、事業の趣旨を理解できる者

(2) 年間を通じて事業に参加できる者

(3) 農事分野で基礎的な指導ができる者

2 指導員は、事業の趣旨に沿って参加者に指導・助言を行う。

3 指導員の定数は、原則として1老人花園菜園3名以内とする。

4 指導員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

